平成２３年（フ）第１５２４号
京都市中京区壬生淵田町31―２　竹田ハイツ309、住民票上の住所京都市中京区西ノ京月輪町10番地の３
債務者　イディアプランニングコーポレーションこと　渡邊　邦美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４８号
京都市伏見区向島上林町35番地28
債務者　北山　和代
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
広島県呉市三条３丁目８番２号
債務者　藤井　　聡
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１８１号
広島県呉市和庄登町６番７号
債務者　田原　数啓
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１５４８号
大阪府門真市上野口町46番５号
債務者　長﨑　安子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４１号
大阪府寝屋川市池田本町20番30号
債務者　嘉美　健三
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８２９号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘49番１―107号
債務者　峰松**眞**理子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７５号
大阪市西区千代崎１―５―13　カイザ71―812号室、住民票上の住所大阪市西成区岸里東１丁目14番１号　カントリーハイツ401号
債務者　伊藤　理恵
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０６号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目８番２号　コートドールⅡ　101号
債務者　金田眞佐子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９５９号
大阪市福島区海老江７丁目３番19―701号
債務者　吉岡　将来
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４７号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目３番37―306号、事業所所在地大阪府池田市石橋１―12―５大久保ビル２階
債務者　バー　リップ　オレンジこと　室田　真徳
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５７号
大阪府枚方市牧野北町６番１―103号
債務者　横峯　俊彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５８号
大阪府守口市梶町４丁目14番14号
債務者　金谷　裕次
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１６５号
大阪府枚方市釈尊寺町25番22―103号
債務者　**柳**田　礼子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２号
川崎市川崎区本町１丁目７番地15　平川レジデンス305
債務者　松本　一美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
川崎市高津区蟹ケ谷105番地　ハイツ神庭102
債務者　嶋田　英男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９４号
川崎市幸区鹿島田99番地７　ナコスハイツ203、前住所東京都西多摩郡日の出町大字平井2196番地８
債務者　秋山　晃司
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係